

---

■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 257

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

---

// INDEX //

1・2022年6月後半の安全管理ごよみ

2・危機管理意識を高めよう～運転者の疲労に配慮しよう

3・交通事故の裁判事例～売買契約書に署名した店長に運行供用者責任を認定

4・今日の朝礼話題～車を運転するときにはマスクを外そう

5・【好評発売中】小冊子「高速道路でトラブルに巻き込まれない運転術」

6・【好評発売中】

「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」

7・【好評発売中】小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」

// //

-----  
★6月後半の安全管理ごよみ  
-----

◆1日（水）～30日（木）

——全国安全週間準備期間（厚生労働省、中央労働災害防止協会）

——不正改造車を排除する運動強化月間（国土交通省）

——環境月間（環境省）

◆20日（月）～7月19日（火）

——薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（厚生労働省ほか）

◆21日（火）

——夏至

◆25日（土）

——指定自動車教習所の日

◆29日（水）～7月1日（金）

——安全工学シンポジウム2022（日本学術会議・総合工学委員会）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2022/05/10/kongetsu-untentkanri-2022-jun/>

---

■危機管理意識を高めよう

---

『運転者の疲労に配慮しよう』

梅雨に入り、天候の悪化と温度・湿度の上昇がストレスとなる時期です。オフィスワークでも不快を訴える人が増えていますが、運転者の置かれた状況に配慮し、疲労軽減策を考えることが重要な時期です。

とくに長距離走行をする運転者や、深夜運行便、残業で運転業務を続ける人たちに管理側が配慮することは、安全運転確保の基本となります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/06/01/kikikanri-driver-fatigue/>

---

■交通事故の裁判事例

---

今回は、運転免許のないラウンジ経営者の代わりに従業員送迎用の車を購入するために売買契約書に買主として署名した店長に対して、運行供用者にあたるかどうか争われた事例を紹介します。

『経営者の代理で車の売買契約書にサインした店長に運行供用者責任を認定』

【事故の状況】

平成26年9月6日午前7時55分ごろ、Aは普通自動車を運転して大阪府八尾市内の片側2車線道路を走行していたところ、運転操作を誤り対向車線にはみ出し、対向車Bに衝突しました。B車はその衝撃で隣車線にはみ出し、後方から走行してきたC車と衝突しました。

この事故でBは、右鎖骨骨折等の傷害を負い、他の同乗者2名も第1中手骨骨折・骨端線損傷、脊髄損傷等の障害を負いました。

Bらは、運転していたAの雇用者であるラウンジ経営者Dとともに、A車の購入にあたり売買契約書に署名していた店長Eに対しても、運行供用者に当たると主張しました。

これに対してEは、運転免許を持っていないDからラウンジで働く従業員を送迎するために車両を購入するから、売買契約書に署名してほしいなどと言われて署名等をしたに過ぎないし、事故当時運転免許停止処分を受けておりA車を運転したことすらないと主張し、運行供用者責任を否定しました。

#### 【裁判所の判断】

「ラウンジ経営者Dは、運転免許を所有しておらず自ら自動車を購入することはできないとし、店長Eに対して代金を渡して代わりに購入手続きを行うように依頼し、Eはこれらの事情を知った上で売買契約書の買主の欄に署名してA車を受け取った」

「Eの一連の行動は、事実上困難であったDによるA車の所有及び使用を可能にし、A車の運転に伴う危険の発生に寄与するものであることに加え、Eは店長としてDのA車の所有及び使用により利益を受ける立場にあった。また、ラウンジ業務の一環としてA車を運転していたAを指揮監督しうる立場にあったことを併せ考えれば、EはA車の運行を事実上支配、管理することができ、社会通念上その運行が社会に害悪をもたらさないよう監視、監督すべき立場にあったというべきであった」

として、店長Eは、A車の運行について、運行供用者にあたるとしました。

(大阪地裁 令和元年7月3日判決)

---

#### ■今日の朝礼話題

---

『車を運転するときにはマスクを外そう』

マスクの着用に関する政府の新たな考え方が示されて、一定の条件を満たせばマスクを外しても構わないケースが増えています。

屋外では他者との距離がとれない状況であっても「会話をほとんど行わない場合」マスクの着用は必要なく、屋内でも他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合、マスク着用は必要ないとされています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/06/01/tw-drive-remove-mask/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

-----  
■ 【好評発売中】 小冊子「高速道路でトラブルに巻き込まれない運転術」  
-----

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

一般道路と比べて高速で移動する高速道路では、ひとたび事故が起きるとその被害は大きなものとなります。

本冊子では、高速道路での他車の危険行動への対処法や、安全に走行するための運転行動を紹介していますので、高速道路で事故・トラブルに巻き込まれないために必要な知識を身につけることができる教育教材です。

ぜひ高速道路における事故やトラブルの撲滅に、本冊子をご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3NhW75G>

---

■【好評発売中】

「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」

---

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,800円（税別・送料実費）

バス事業者にとって、乗客を安全かつ確実に輸送するために、安全運行・事故防止は最優先事項です。特に初任運転者に対する教育は重要ですが、これまで具体的な教育テキストはありませんでした。

本書は、中国バス協会様のご指導のもと指導したテキストで、バス運転者として知っておくべき知識をイラストや写真を用いてわかりやすく解説しており、初任運転者教育を行う際に最適なテキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3uKiCd9>

---

■【好評発売中】小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」

---

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

近年、道路を横断中の歩行者や自転車が車に轢かれる事故が増加しています。事故の原因は、ドライバーが漫然運転をしていて前方をよく見ておらず、発見が遅れたケースがほとんどです。

本冊子では、対歩行者や自転車との事故が多く発生する6つの交通場面において、横断歩行者等を見落とさないためにチェックすべきポイントをイラストを用いて詳しく解説しています。

ぜひ事業所での対横断歩行者・自転車の事故防止に向けてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3tfTMRF>

-----  
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和4年6月1日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <http://www.think-sp.com/>

